

## 後期高齢者医療制度／被保険者証の定期更新 被保険者証を2回送付します



10月から、一定以上所得がある方の医療費の窓口負担割合が変更になるため、被保険者証を2回送付します。使用する際は、被保険者証の有効期限に注意してください。

■新しい被保険者証 ※橙(だいたい)色



有効期限

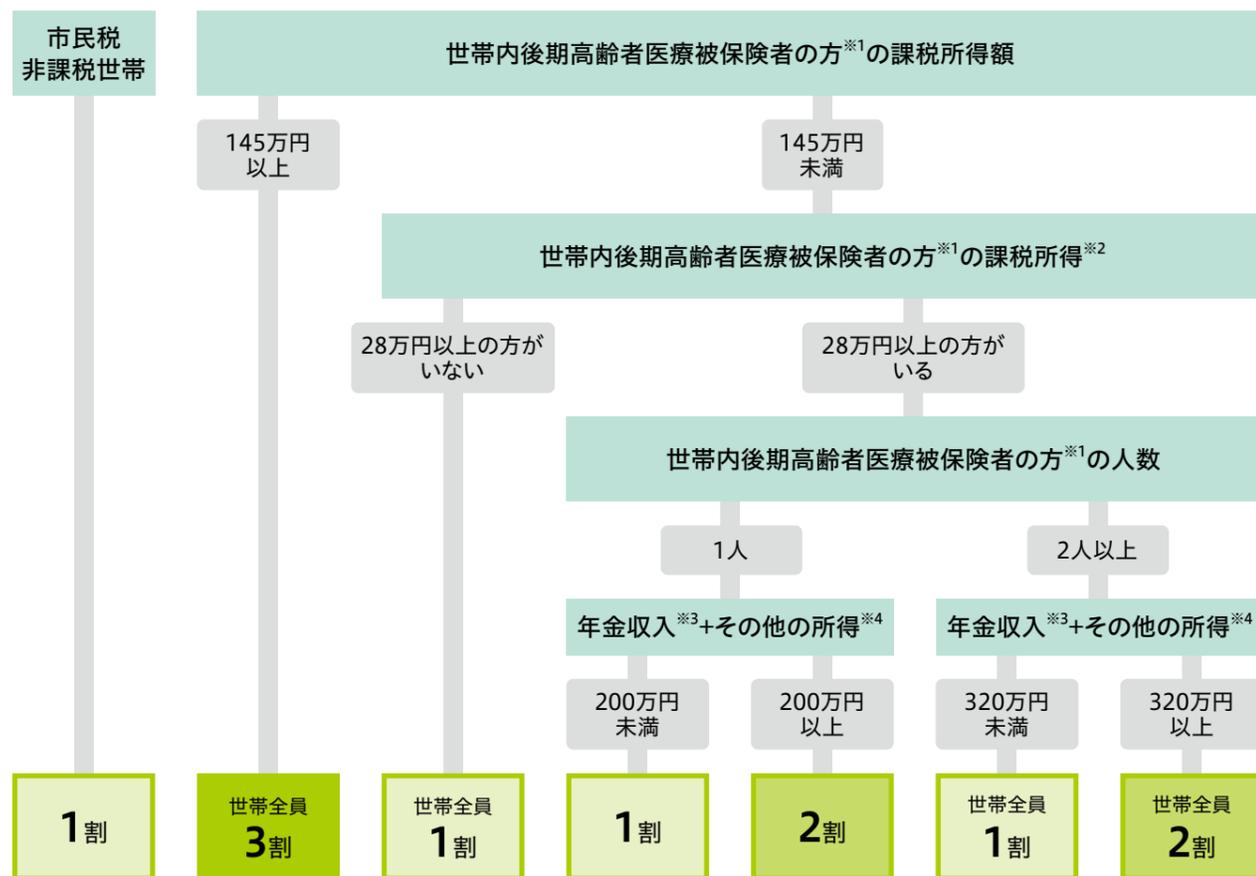
### ■お届け時期と有効期限

	お届け時期 (普通郵便で送付します)	有効期限
1回目	7月末まで	8月1日～9月30日
2回目	9月末まで	10月1日～令和5年7月31日

上記までに新しい被保険者証が届かない場合は問い合わせてください。

※有効期限が過ぎた被保険者証は、自身で廃棄するか、保険医療課医療保険年金係、または各支所窓口係へ返却してください。

### ■10月から窓口負担割合「2割」が追加されます 負担割合判定フローチャート



※<sup>1</sup>75歳以上の方、または65歳～74歳で、広域連合から「一定の障害の状態にある」と認定された方  
 ※<sup>2</sup>所得から地方税法上の各種控除を引いた額  
 ※<sup>3</sup>遺族年金、障害年金以外の額  
 ※<sup>4</sup>事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を引いた額

### ■問い合わせ先

#### ■新しい被保険者証に関して

広島県後期高齢者医療広域連合事務局  
業務課 事業管理係 ☎082-502-3010

#### ■2割負担に関して

厚生労働省コールセンター  
☎0120-002-719

問保険医療課 医療保険年金係  
☎・お太助フォン 42-5619 ☎ 42-2130

## 黒い雨体験者相談・ 支援事業巡回相談会

被爆者健康手帳の交付を受けていない方で、原子爆弾投下直後に降った黒い雨による健康不安がある方の相談に、保健師や医師、臨床心理士が応じます。

相談日	会場
7月14日(木)	安佐公民館
8月18日(木)	湯来南公民館
9月 8日(木)	安佐南区総合福祉センター
10月 6日(木)	川・森・文化・交流センター (安芸太田町)
11月17日(木)	安佐北区総合福祉センター
12月15日(木)	佐伯区役所別館
1月19日(木)	安芸区総合福祉センター
2月 2日(木)	安公民館

※相談日の2週間前までに社会福祉課地域福祉係に申し込んでください。

問社会福祉課 地域福祉係  
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130

## 戦没者等の遺族に第十一回特別弔慰金が支給されます



📌 **戦没者等の遺族に対する特別弔慰金**  
今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に支給される特別弔慰金

### 《対象者》

- 令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、以下の順で先順位の遺族一人に支給
- ①戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の「1.父母」「2.孫」「3.祖父母」「4.兄弟姉妹」  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥・おひなご等)

## 被爆二世健康診断



### 《対象者》

広島県内に居住し、両親のいずれかが原子爆弾被爆者の方で下記のいずれかに該当する方

- 広島被爆…昭和21年6月1日以降に生まれた方
- 長崎被爆…昭和21年6月4日以降に生まれた方

### 《申請方法》

#### ○郵送

健康長寿課母子保健係、または各支所窓口係に用意してある専用の申込はがきに必要事項を記入し、広島県庁の被爆者支援課へ申し込んでください。

#### ○電子申請



「広島県電子申請システム」

《申込期限》 令和5年1月31日(火) ※消印有効

《実施期間》 令和5年2月28日(火)まで

《検査費用》 無料

問健康長寿課 母子保健係  
☎・お太助フォン 42-5633 ☎ 47-1282

※戦没者等の死亡時まで1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### 《支給内容》

額面25万円(5年償還の記名国債)

### 《申請期限》

令和5年3月31日(金)

### 《申請窓口》

社会福祉課地域福祉係、または各支所窓口係

同順位の方がいる場合に必要「同意書」を廃止しました。同順位の方が複数いる場合は、代表者を決め請求してください。

※特別弔慰金の受け取りは遺族を代表する一人です。  
※記名国債を受け取った方が遺族間の調整を行う必要があります。

問社会福祉課 地域福祉係  
☎・お太助フォン 42-5615 ☎ 42-2130